【医療機関等の皆様へ岩手県からのお知らせ】

令和９年８月診療分から医療費助成制度（子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親等）の**請求方法が併用レセプト請求方式**に変わります

＜変更内容＞

	現行（９年７月診療分まで）	**変更後（９年８月診療分から）**
受給者	受診時に受給者証、償還の場合は併せて給付申請書を提出	**受診時に受給者証を提示（給付申請書は原則廃止）**
医療機関等	連名簿にレセプトの写しを添付、償還の場合は給付申請書にレセプトの写しを添付	**併用レセプトで請求（償還の場合も同様に公費負担者番号を入力）**
請求先	国保連	**国保連 ＤＸ審査支払機構（旧支払基金）**

※　岩手県国民健康保険団体連合会のホームページに詳細情報を掲載します

＜医療機関等の皆様にお願い＞

① レセプトコンピュータの改修について

医療費助成の受給者証番号（11 桁）が公費負担者番号（8 桁）＋受給者番号（7 桁）に変わります。併用レセプト方式で請求する場合、お使いのレセプトコンピュータの改修が必要な場合がありますので、あらかじめ準備をお願いします

② 受給者証による受給者証番号の確認について

令和９年８月以降は新しい受給者証番号に変わりますので、窓口での確認をお願いします

※ 柔道整復については、現行どおりすべて国保連に請求いただきますが、新しい受給者証番号を記載願います



【問合せ先】　制度全般に関して：岩手県保健福祉部健康国保課国保担当　019-629-5479
請求事務に関して：岩手県国民健康保険団体連合会審査部審査課　019-623-4328
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構東北審査事務センター盛岡分室　019-623-5436